分科会別検討項目【住民参加分科会】

事例研究をもとに、住民参加分科会で意見を出し合っていただきたい項目

1 住民参加・協働のしくみは、どうあればよいか?

【参考】

- ●「三芳町協働のまちづくり条例」
- 第2条(定義)より
 - ①住民参加

住民が自らの意思を反映させることを目的として、町の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わること。

②協働

住民と町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動すること。

第3条(基本理念)より

まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることが基本。

- ① 平等な住民参加の機会
- ② 住民と町の情報共有、役割と責任の分担
- ③ 住民と町が対等なパートナーとして、相互の立場の尊重
- 第9条(住民参加の方法等)より

住民参加の方法を規定した制度を定める(→施行規則及び協働推進計画)

※施行規則掲載の住民参加の方法は、巻末に掲載

2 地域コミュニティの役割

【参考】

- ●「三芳町協働のまちづくり条例施行規則」より (地域コミュニティ)
- 第3条 条例第5条の地域コミュニティは、行政連絡区(三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則)、自治会その他の近隣社会とします。
- 3 NPO・ボランティア団体の役割

【参考】(内閣府 HP より)

●NPOとは、「Non Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」という。法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

4 住民投票のしくみ

【参考】

住民投票については、地方自治法の「直接請求」制度を活用した投票条例制定も可能である。自治基本条例では項目設定のみで、詳細な要件や手続は個別条例に委任することが多い。

- ●地方自治法より(条例の制定又は改廃の請求とその処置)
- 第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。
- 2 (略)
- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を 招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知する とともに、これを公表しなければならない。

参考 協働のまちづくり条例施行規則 より

(住民参加の方法等を規定した制度)

- 第4条 条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げる住民参加の しくみとします。
- (1) 住民と町がまちづくりの情報を共有し、又は住民から広く意見を聴く住民参加のしくみで、次に掲げるもの
- ア まちづくり懇話会 (以下、個別説明を省略)
- イ 情報公開制度
- ウ 出前講座等まちづくり学習制度
- エ 審議会等会議の公開制度
- 才 地域懇談会
- カ 町長への手紙
- (2) 町が政策又は施策を形成する過程に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
- ア 政策研究所
- イ 意見交換型世論調査
- ウ パブリック・コメント手続制度
- 工 審議会等委員公募制度
- 才 住民提案型事業委託制度
- カ ワークショップ手法等による施策立案会議制度
- (3) 町が実施する事業に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
- ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度
- イ 事業サポーター制度
- ウ 協働のまちづくり登録制度
- 工 公募型補助金制度
- (4) 町が施策・事業を評価する段階に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
- ア 住民モニター制度
- イ 住民意識調査
- ウ 行政評価制度
- (5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための住民参加のしくみで、町長が必要と認めたもの
- 2 町長は、町が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる住民参加のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数 選択して実施します。